(趣旨)

- 第1条 この基準は、芦屋町議会議長(以下「議長」という。)が町議会を代表して 行う外部の個人又は団体との交際に要する経費(以下「議会交際費」という。)の 支出について、適正かつ公正な執行を図るため、必要な事項を定めるものとする。 (議会交際費の支出)
- **第2条** 議長は、交際上必要と認めたもの並びに町議会の運営及び町政にとって有益と認めたものについて、予算の範囲内で議会交際費を支出する。

(種別及び支出範囲)

- 第3条 議会交際費の種別及び支出範囲等は、別表第1及び別表第2に掲げるとおりとする。ただし、議長が交際上特に必要があると認める場合は、この限りでない。 (議会交際費の不支出)
- **第4条** 第2条及び前条の規定にかかわらず、議会交際費は、宗教団体、政党その他の政治団体又はその支部に対するものについては支出しない。

(議会交際費の支出内容の公表)

- 第5条 この基準を公開し、議会交際費の支出内容については、公表する。
- 2 前項の公表は、毎月、当月分を翌月15日までに芦屋町ホームページに議会交際 費支出明細を掲載することにより行うものとする。

(改正)

**第6条** この基準については、社会経済状況の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

(その他)

**第7条** この基準に定めるもののほか必要な事項は、協議のうえ別に定める。

## 附 則

この基準は、平成22年4月1日から適用する。

## 別表第1 (第3条関係)

	区分	金額
会費	会費制により開催される懇談会、祝賀会等の参加に係る経費	会費相当額
	(議長又は議長代理が出席する場合)	<b>云</b> 質阳   司
祝儀	慶事及び総会等各種行事のお祝いに係る経費(会費制でない	1万円以内
	場合)	1 7 円以[1]
叙勲	叙勲等のお祝いに係る経費 (死亡による叙勲を除く。)	5万円以内
協賛	各種大会等の開催の協賛に係る経費	3万円以内
激励	全国大会等に出場する団体及び個人の激励に係る経費	3万円以内
折衝	外部の個人、団体等との折衝及び接遇に係る経費	実費相当額

別表第2(第3条関係)

区分		本 人	配偶者等※
死亡	現職 議員・町長・副町長・教		
	育長・モーターボート競走事業	3万円、生花	1万円、生花
	管理者		
	上記 元職	1万円、生花	_
	現職 国会議員・県議会議員	1万円~3万円、生花	1万円、生花
	現職 他市町村議長・町長	1万円、生花	_
	町への多大なる貢献者	1万円、生花	_
	現職 教育委員・監査委員・農		
	業委員・選挙管理委員・区長・	1万円、生花	_
	消防団長及び副団長		
	現職 町職員	1万円、生花	_
見舞	現職 議員(入院10日以上)	1万円	_
初盆	必要と認めたもの	5千円~1万円	5千円

<sup>※</sup>配偶者等とは、配偶者、実父母、実子をいう。